

# ぎょうせい

## 行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

### 五所川原地区(行政相談)

▷7月8日(休) 10:00~12:00

▷7月24日(休) 10:00~12:00

市役所1階相談室1A

### 問い合わせ先

市民課 内線2326

### 金木地区(行政・人権合同相談)

▷7月14日(休) 10:00~12:00

金木総合支所 相談室

### 問い合わせ先

金木総合支所 内線3132

### 市浦地区(行政・人権合同相談)

▷7月6日(休) 10:00~12:00

青森あすなろホール市浦

### 問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

### 法務局人権相談

▷月曜日~金曜日(祝日を除く)

8:30~17:15

五所川原支局1階人権相談室

### 問い合わせ先

青森地方方法務局五所川原支局

Tel34-2330

### 人権擁護啓発メッセージ

(令和2年度人権教室より/三輪小6年生)

『人と人との関わりを大切に  
自分のことだけでなく相手の気  
持ちを考えることが必要である』

## 給与所得者の個人住民税は すべて「特別徴収」となります

給与所得者(従業員)の個人住民税については、地方税法の規定により、給与支払者(事業主)が給与から特別徴収(天引き)により納入することとされています。

このため、西北地域2市5町と西北地域県民局県税部では、原則として全ての事業主の方に特別徴収を行っていただいていますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入

していただく制度です。

ただし、個人住民税の特別徴収は、市(町)が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかかりません。

また、従業員の方には、納め忘れがなく、納期が年12回のため普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納付額が少なくなるといった納税の便宜を図る目的があります。

**問い合わせ先**…税務課 内線2253

## 大雨洪水・土砂災害に備えて

大雨洪水や土砂災害に備えて、早めの情報収集と避難準備を心がけましょう。

### ▷大雨洪水に備えて

「河川砂防情報提供システム」(<http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>)では、雨量・河川水位・ダム情報の確認や、洪水お知らせメールの登録ができます。

また、テレビの「地上デジタル放送のデータ放送」でも河川の水位情報をご覧になれます。

①NHK総合チャンネルでリモコンのdボタンを押します。

②画面から「防災・生活情報」「河川水位情報」と選択するとご覧になれます。

### ▷土砂災害に備えて

「青森県土砂災害警戒情報システム」(<https://www.dosya-keikai.pref.aomori.jp/>)では、より細かい区域での危険度情報の確認や、土砂災害警戒情報メール通知サービスの登録ができます。

### 問い合わせ先

▷県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループ Tel017-734-9662

▷西北地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 Tel35-2107

## 春のクリーン作戦(泥上げ回収)

町内会が実施した泥上げの回収は、7月10日(出)をもって終了しますので、6月30日(休)までに泥上げを終了し、下記までご連絡ください。

### 問い合わせ先

環境対策課 内線2364

## 介護保険料のお知らせ

令和3年度の介護保険料の通知書および納付書を7月上旬に発送します。

▷所得段階に応じたそれぞれの保険料については、特別徴収(年金天引き)の方には「特別徴収額決定通知書」(はがき)に、普通徴収(納付書による納付や口座振替による納付)の方には「納入通知書」(チラシ同封の封書)に記載されますので、これらでご確認ください。

▷介護保険料を滞納すると督促手数料や滞納期間に応じた延滞金が増算されます。保険料は必ず納期内に納めましょう。

▷新型コロナウイルス感染症の影響などにより、所得や事業に著しい損失を受けたことで納付が困難となられた方は徴収猶予を、生計維持が困難な方は減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

### 問い合わせ先

介護福祉課 内線2443

# 健康・福祉

## 風しんの抗体検査は お済みですか?

昭和37年4月2日~昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、2019年度もしくは2020年度に送付しているクーポン券を使うことができます(有効期限が2022年2月末まで延長されています)。紛失した方は、再発行できますのでお問い合わせください。

クーポン券は、事業に参加している全国の医療機関で使用できます。厚生労働省ホームページに一覧が掲載されています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



\*既に抗体検査や予防接種を受けた方は再度受ける必要はありません。  
\*市外に転出した場合、転出先で再発行が必要です。

### 問い合わせ先

健康推進課 内線2388